



# 税関保税ニュース 第6号

発行：門司税関監視部保税地域監督官  
TEL：050-3530-8387

## 蔵置中の貨物を取扱うときは記帳が必要です！ (法34条の2、令29の2)

記帳のみで取扱うことができます。(法第40条第1項)

### ●内容点検

品質若しくは数量の点検、又はその機能の簡単な検査

### ●改装

包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む

### ●仕分け

貨物を記号、番号別、荷主等に分類、選別

### ●その他の手入れ

貨物の記号等の刷換え、さびみがき等



記帳に加え税関長の許可が必要(法第40条第2項)

### ●見本の展示

注文の取り集め等のため一般の閲覧に供すること

### ●簡単な加工

単純な工程によるもので加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの

### ●これらに類する行為

輸出しようとする貨物の破損・不良品をこれと同種の完全品と交換等

記帳に加え税関長の許可が必要

### ●見本の一時持出(法第32条)

保税地域にある外国貨物を見本として一時持出そうとするとき



外国貨物の廃棄をする際は下記の手続きが必要です。

### ●貨物の廃棄（法第34条）

外国貨物を滅却又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分すること。その廃棄が滅却以外の廃棄である場合には、廃棄後の現況により輸入手続き（納税）が必要です。



### ●貨物の滅却（法第45条第1項）

滅却とは、焼却等により貨物の形態をとどめなくすることです。残存価値がほとんどない状態に

することです。この場合貨物の価値がないため納税は不要となります。



### ●税関以外の公務員による見本の採取（基本通達32-2）

税関以外の公務員が見本検査等を行う場合は「見本採取票」、「これに準ずる書類」の保管をお願いします。

### ～税関からのお知らせ～

2021年1月1日から提出いただく書類について一部を除き押印及び署名が不要となりました。詳細は右記QRコードから税関HPをご覧ください。



税関HP

### ◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス [moji-hozei@customs.go.jp](mailto:moji-hozei@customs.go.jp)

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387

○FAX番号 093-332-8398



門司税関HP